

# 日本学生支援機構の「企業の奨学金返還支援（代理返還）制度」について

令和4年5月  
千葉県商工労働部雇用労働課

令和3年4月1日から日本学生支援機構の貸与奨学金を受けていた社員に対し、企業が手当など給与に上乗せする形式で実施していた奨学金返還支援について、企業による同機構への直接送金が可能となりました。

若者の経済的負担の軽減につながるとともに、企業が返還支援した費用を給与として損金に算入できる制度となっております。

## 1 本制度の概要

### ・【対象者】

雇用する社員の奨学金返還を支援しようとする事業主

※すでに返還支援を実施している事業主だけでなく、新しく実施しようとする事業主も対象

### ・【内容】

機構の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた社員に対し、企業が返還額の一部または全額を支援

## 2 本制度により想定されるメリット

社員の給与に上乗せするやり方では、所得が増加したと見なされ、社員にかかる所得税などの税金および社会保険料が大きくなる可能性があります。

一方、企業から社員の給与に上乗せせず直接機構に送金する場合には、社員の所得にあたらなため、その分について社員は所得税等がかからないことになり、企業にとっても給与としての損金算入が可能のため、その分は法人税を算出するうえで有利になり得ます。

## 3 問い合わせ先

独立行政法人 日本学生支援機構 奨学事業戦略部 奨学事業総務課 総務係

電話 03-6743-6029

※詳細は、ホームページ (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html>)

日本学生支援機構へお問合せください。

奨学金 企業

検索